

独立行政法人宇宙航空研究開発機構 業務方法書の認可について（案）

1. 概要

- 先般の内閣府設置法等の一部を改正に併せ、宇宙航空研究開発機構（JAXA）法が改正され、JAXAを政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関に位置付けるとともに、「民間事業者の求めに応じて行う援助及び助言等」の業務が新たに追加された。
- そのため、本JAXA法改正に伴い、現行業務方法書の一部を変更するものである。
- 本件は、独立行政法人通則法第28条に基づき、JAXAの主務大臣となった内閣総理大臣が本業務方法書の認可を行うにあたり、内閣府独立行政法人評価委員会宇宙航空研究開発機構分科会にあらかじめ意見を求めるものである。

（参考）独立行政法人通則法（抄）（平成11年7月16日法律第103号）
（業務方法書）

- 第28条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

2. 内閣府としての対応方針案

- 本業務方法書変更案は、事前に関係省庁間で調整を行っており、内閣府としては、原案のとおり認可することとしたい。

3. 新旧対象表

変更案	現行
<p>第2条</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 機構は、政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関であることを認識し、業務の運営を行う。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>第8条の2 機構は、機構法第18条第1項第3号及び第4号に掲げる業務に関し、民間事業者の求めに応じて、機構の技術的知見等を活かした、金銭的支援を含まない援助及び助言を行う。</u></p> <p><u>2 機構は、前項に定める援助及び助言を行う場合には、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。</u></p> <p>(附帯業務)</p> <p>第12条 機構は、効果的かつ効率的な方法により、機構法第18条第1項第1号乃至第9号の業務に附帯する業務を行う。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第2条</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(附帯業務)</p> <p>第12条 機構は、効果的かつ効率的な方法により、機構法第18条第1項第1号乃至第8号の業務に附帯する業務を行う。</p> <p>2～3 (略)</p>

(参考2) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(抄)

(平成14年12月13日法律第161号)

(業務の範囲等)

第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 三 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。
- 四 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。
- 六 第三号及び第四号に掲げる業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

- 五 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの(宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。)であって宇宙の利用の推進に関するもの並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの(第七号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣及び総務大臣
- 六 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの(宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。)であって政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの(次号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣
- 七 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの(宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。)であって前号の政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの(宇宙の利用の推進に関するものに限る。)並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの(これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び前号の政令で定める大臣
- 八 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第六号に掲げるもの(これに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣



12 宇航経企部 1114001
平成 24 年 11 月 22 日

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

独立行政法人宇宙航空研究開発機構

理事長 立川 敬二



独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務方法書の
変更に係る認可申請について

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 28 条第 1 項の
規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務方法書の
変更を別添のとおり認可いただきたく、申請いたします。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構業務方法書

目次

第1章 総則

第2章 業務

第3章 業務委託の基準

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

第5章 研究者の自主性の尊重その他の学術研究の特性への配慮に関する事項

第6章 宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するために機構が講ずべき措置に関して必要な事項

第7章 機構の業務に係る技術に関する情報又は技術が化体した物品の漏えい又は流出の防止その他の適切な管理に関する事項

第8章 その他の業務の執行に関して必要な事項

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 機構は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号。以下「機構法」という。）第18条第1項に規定する業務の公共的重要性に鑑み、効果的かつ効率的な業務の運営を期する。

2 機構は、政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関であることを認識し、業務の運営を行う。

3 機構は、機構の業務には我が国の科学技術分野の先導が期待される先端的な技術を要するとともにリスクを伴うこと、及び業務の実施に長期間を要し広範囲な科学技術分野を含む大規模プロジェクトであることを認識し、確実にプロジェクトを遂行することを旨として、弾力的に業務の運営を行う。

第2章 業務

(大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究)

第3条 機構は、全国の大学や国内外の研究コミュニティの研究者により、衛星等の飛翔体を用いた宇宙科学研究計画の選定及び研究成果の評価についてピアレビュー

- 一を行い研究計画に反映する等、大学共同利用システムにより研究等を推進する。
- 2 機構は、研究者の自由な発想に基づき研究を実施する等、学術研究の自由を尊重し、成果については公表しつつ、宇宙科学に関する学術研究を実施する。

(宇宙科学技術及び航空科学技術の基礎研究)

- 第4条 機構は、競争的な環境により、先端的で自由な発想に基づく基礎研究を実施する。
- 2 機構は、基礎研究について、国の定める研究開発評価に関する指針等を踏まえ、公正で透明性の高い評価システムを整備して適切に評価を実施し、資源の配分、計画の見直し等に反映する。

(宇宙及び航空に関する基盤的研究開発)

- 第5条 機構は、宇宙及び航空に関する技術基盤の維持及び強化を図ること並びにプロジェクトの確実な遂行に資することを基本として、基盤的研究開発を実施する。
- 2 機構は、民間企業、関係機関、大学と共同して研究、実験等を行うことにより、効果的かつ効率的に基盤的研究開発を実施する。

(人工衛星等の開発並びに施設及び設備の開発)

- 第6条 機構は、プロジェクトの確実な遂行を基本として、人工衛星等（機構法第2条第3項に定める人工衛星及びその打上げ用ロケットをいう。以下同じ。）の開発等を行う。
- 2 機構は、人工衛星等の開発等を行うにあたっては、民間企業、関係機関、大学と共同して研究、利用実験等を行うことにより、宇宙利用の拡大を推進するとともに産業競争力強化に資する技術開発の推進に配慮する。

(人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発の方法)

- 第7条 機構は、人工衛星等の打上げにあたっては、安全の確保を旨とし、住民生活及び産業活動に対する十分な配慮の下に、主務大臣の認可を受けて定める人工衛星等打上げ基準に基づき、計画的かつ的確に行う。
- 2 機構は、人工衛星等の打上げに際しては、他人に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険を付する。

(業務に係る成果の普及及び活用の促進)

- 第8条 機構は、次の各号に掲げる方法により、業務に係る成果の公開及び民間企業への技術移転等により、成果の普及及び活用を促進する。
- (1) 学会発表、発表会の開催、研究及び技術報告の配布等により、業務に係る成果を公開する。

(2) 民間企業等に、独占的若しくは非独占的に、知的財産権の実施権を設定若しくは譲渡し、技術資料を提供し、人員を派遣し又はこれらを組み合わせて行うことにより、技術移転等の成果の活用を行うことができる。

2 技術移転等の成果の活用は、原則として有償とし、その対価の支払いは延払いとすることができる。また、特に必要があると認める場合には、一定期間の支払いを猶予し又は免除し若しくは無償とすることができる。

第8条の2 機構は、機構法第18条第1項第3号及び第4号に掲げる業務に関し、民間事業者の求めに応じて、機構の技術的知見等を活かした、金銭的支援を含まない援助及び助言を行う。

2 機構は、前項に定める援助及び助言を行う場合には、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(施設及び設備の供用)

第9条 機構は、その施設及び設備に係る必要な情報の提供、使用計画の企画及び立案等により、機構の施設及び設備が効果的に利用されるよう供用を促進する。打上げ施設等の使用計画の企画及び立案に際しては、民間によるH-IIAロケットの打上げの円滑な実施等に配慮する。

2 機構は、施設及び設備の供用を行うにあたっては、次の各号に定める内容の供用契約を締結する。

- (1) 供用施設設備の名称
- (2) 供用目的
- (3) 供用期間
- (4) 使用料の額及び支払いの方法
- (5) 使用上の制限
- (6) 施設設備を毀損し、又は滅失したときの措置
- (7) その他必要と認められる事項

3 施設設備の使用料の額は、別に定めるところにより、算定する。

(研究者及び技術者の養成及び資質の向上)

第10条 機構は、民間企業、関係機関、大学等の研究者及び技術者を、機構の職員、研修生等として受け入れ、機構の業務の実施、研修等により養成し、その資質を向上する。

2 機構は、国内外の民間企業、関係機関、大学等へ職員を派遣すること等により、職員の資質の向上を図るとともに、研究者及び技術者の交流を拡大する。

(大学院教育その他大学における教育への協力)

第11条 機構は、宇宙科学に関する学術研究の遂行現場において、総合研究大学院

大学との緊密な関係及び協力による大学院宇宙科学専攻の教育、東京大学大学院理学系及び工学系研究科との協力による大学院教育など、高度な人材養成のための大学院教育を実施する。

- 2 機構は、大学の要請に応じ、多様な形態で幅広く大学院教育その他大学における教育に協力する。

(附帯業務)

第12条 機構は、効果的かつ効率的な方法により、機構法第18条第1項第1号乃至第9号の業務に附帯する業務を行う。

- 2 機構は、公開ホームページの充実等により、業務の目的、実施内容、成果等を広くかつ的確に公開する。
- 3 機構は、業務に係る成果を活用して、青少年の科学技術に対する理解の増進を行うとともに青少年の教育に資する。

(業務受託の基準)

第13条 機構は、中期目標及び中期計画に従い、政府からの委託による業務及び民間企業によるH-IIAロケット等の打上げに伴う安全確保等の業務を実施する。

- 2 前項に定めるもののほか、機構は、委託に応じて、業務を受託することができる。
- 3 機構は、業務を受託しようとするときは、委託者と必要な事項を記載した受託契約を締結するものとし、受託費の額は委託者と協議して決定する。
- 4 受託契約においては、次の事項について定める。
 - (1) 受託業務の目的及び内容
 - (2) 受託業務の実施期間
 - (3) 受託業務に係る経費の額及び支払い方法
 - (4) 受託業務により得られた成果の取扱い
 - (5) その他必要な事項

(共同研究)

第14条 機構は、業務を効率的に実施するために必要な場合には、他の者と試験、研究若しくは開発を分担し、技術及び知識を交換し、並びにその費用を分担して共同で行う試験研究等（以下「共同研究」という。）を実施することができる。

- 2 機構は、共同研究を行おうとするときは、相手方と共同研究契約を締結する。
- 3 共同研究契約においては、次の事項について定める。
 - (1) 共同研究の目的及び内容
 - (2) 共同研究の実施期間
 - (3) 共同研究に係る業務及び経費の分担
 - (4) 共同研究により得られた成果の取扱い
 - (5) その他必要な事項

第3章 業務委託の基準

(業務委託の基準)

第15条 機構は、自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的であると認められる場合は、業務の一部を委託して実施することができる。

2 機構は、業務の委託をしようとするときは、受託者と委託契約を締結するものとし、委託費の額は受託者と協議して決定する。

3 委託契約においては、次の事項について定める。

- (1) 委託業務の目的及び内容
- (2) 委託業務の実施期間
- (3) 委託業務に係る経費の額及び支払い方法
- (4) 委託業務により得られた成果の取扱い
- (5) その他必要な事項

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(売買、貸借、工事請負契約)

第16条 機構は、売買、貸借又は工事請負に係る契約を締結する場合においては、公告して競争に付し、最低価格の者を相手方として選定する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 緊急に必要があるとき。
- (2) 契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さないとき。
- (3) 競争に付することが不利なとき。
- (4) 予定価格が少額の時。
- (5) その他事業運営上特に必要があるとき。

(研究開発契約)

第17条 機構は、人工衛星等及びその開発に必要な施設設備等の研究開発に係る契約を締結する場合においては、所要の技術知識を有する者に対し提案を要請することにより競争に付し、最も優れたものを採用する等の方法により選定する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 特定の技術及び設備を有する製作者でなければ実施できないとき。
- (2) 研究、設計、試作、試験等の成果を活用して人工衛星等及び施設設備等の開発等を行うとき。

(コンピュータ製品等の調達)

第18条 機構は、「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関する

措置」(平成4年アクション・プログラム実行推進委員会決定)等の定めに則して、
計算機及び計算機に係る役務の調達契約を行う。

第5章 研究者の自主性の尊重その他の学術研究の特性への配慮に関する事項

(宇宙科学評議会等)

第19条 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究及びこれに関連する業務(以下、本条において「宇宙科学関連業務」という。)に関する目標を適切に達成するため、次に規定する組織を置く。

(1) 理事長の下に、宇宙科学関連業務を行う組織の長(以下、本条及び次条において「組織長」という。)の候補者を選考し、理事長に推薦(当該推薦に当たっては、次号に定める宇宙科学運営協議会の意見を聞くものとする。)する宇宙科学評議会(以下、本条において「評議会」という。)を設置する。理事長は、必要に応じ、宇宙科学関連業務に関して評議会に助言を求める。評議会は別に定める人数で構成し、大学の学長その他の外部の学識経験のある者のうちから、組織長の意見も踏まえ、理事長が任命する。

(2) 組織長の下に、当該組織に所属する科学研究及び教育を行う研究者の候補者を選考し、組織長を通じ理事長に推薦するとともに、宇宙科学関連業務に関する重要事項について、組織長の諮問に応じる宇宙科学運営協議会(以下、本条において「運営協議会」という。)を設置する。運営協議会は別に定める人数で構成し、当該組織に所属する研究者及び大学の教員又は研究機関の研究者等のうちから、組織長の推薦を基に、理事長が任命する。

(大学院教育を行う職員等の任命)

第20条 理事長は、組織長からの推薦を基に、大学院教育その他大学における教育への協力を行う職員を任命する。

第6章 宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するために機構が講ずべき措置に関して必要な事項

第21条 機構は、「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定」(平成13年条約第2号)及び「平和目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(平成7年条約第11号)に基づき、国が取得する代位請求権を行使する場合に米側に生ずる金銭的負担を担保する保険を付す等により、代位請求権の放棄に相当する措置を実施する。

2 前項に定めるもののほか、機構は、宇宙基地搭乗員の行動規範遵守、移転された

技術データ及び物品の保護等、宇宙関係条約等に基づき必要な措置を実施する。

第7章 機構の業務に係る技術に関する情報の漏えい又は技術が化体した物品の漏えい又は流出の防止その他の適切な管理に関する事項

第22条 機構は、秘密とすべき技術に関する情報（これと密接に関連する他の情報を含む。以下、本条において同じ。）又は技術が化体した物品について、秘密を保全するために必要な体制及び基準等を整備し、技術に関する情報又は技術が化体した物品の漏えい又は流出の防止その他の適切な管理を行う。

第8章 その他の業務の執行に関して必要な事項

（寄付金）

第23条 機構は、機構の業務の奨励を目的とした寄附金等を受け入れるときは、寄附者の使途の指定等に沿って有効かつ効果的に使用する。